

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令要綱

第一 地共済令の一部改正（第一条関係）

一 積立金の管理及び運用

1 組合は、毎事業年度、厚生年金保険給付又は退職等年金給付に係る経理において損益計算上利益を生じたときは、その額を厚生年金保険給付組合積立金又は退職等年金給付組合積立金として積み立てるものとする。こと。（地共済令第十五条関係）

2 総務大臣は、地方公務員等共済組合連合会が行う退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関する基本的な指針を定めることができる。こと。（地共済令第二十七条の二関係）

3 厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の運用方法を定めること。（地共済令第十六条の二及び第十六条の三関係）

二 退職等年金給付

1 退職等年金給付の額の算定に必要な付与率、基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率を地方公務員共済組合連合会の定款で定める場合は、地共済法に規定する事情のほか、国の退職等年金給付

積立金の運用の状況及びその見通し等の事情を勘案する必要があること。（地共済令第二十五条、第二十五条の二、第二十五条の六及び第二十五条の七関係）

2 公務障害年金及び公務遺族年金の最低保障額を算出する場合に地共済法に規定する一定額から控除すべき厚生年金相当額は、当該年金の受給権者が受ける権利を有する退職共済年金等の額から一定額を控除した金額であること。（地共済令第二十五条の十一関係）

3 組合員が禁錮以上の刑に処せられた場合等において、退職等年金給付のうち支給しないこととする金額を定めること。（地共済令第二十七条関係）

三 費用負担等

1 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と退職等年金分掛金との割合を地方公務員共済組合連合会の定款で定める場合は、退職等年金給付に要する費用の算定について地方の積立基準額と国の積立基準額との合計額と、退職等年金給付積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金の額との合計額とが、将来にわたって均衡を保つことができるようにすること等の事情を勘案する必要があること。（地共済令第二十八条の二関係）

2 地方公務員共済組合連合会が行う国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金の拠出について、財政調整を行う範囲等を定めること。（地共済令第三十条の三から第三十条の六まで及び附則第三十八条関係）

第二 関係政令の一部改正（第二条から第十二条まで及び附則第二条関係）
その他関係政令について、所要の改正を行うこと。

第三 再評価政令の廃止（第十三条関係）
再評価政令を廃止すること。

第四 施行期日（附則第一条関係）
この政令は、平成二十七年十月一日から施行すること。

（注）地共済法 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）

地共済令 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）

再評価政令 地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第

八十三号）